

妹背牛町告示第34号

妹背牛町浄化センター太陽光発電設備導入事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年 7月 1日

妹背牛町長 滝本昇



1 担当部署

〒079-0592 雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地
妹背牛町企画振興課企画振興グループ
電話 0164-34-8581 FAX0164-32-2290
e-mail shinkog@town.moseushi.lg.jp

2 業務概要

- (1) 業務名 妹背牛町浄化センター太陽光発電設備導入事業
- (2) 業務の場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛 361番地の41周辺
- (3) 業務内容 電気工事【対象施設を自営線で繋ぎ太陽光発電設備と蓄電池設備等で、再生エネルギーを供給するエネルギーシステムを構築する。】
「妹背牛町浄化センター太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり

3 工事期間

契約締結の日から令和9年1月15日まで

4 前提条件

本事業は、「令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)」の申請中であり、契約締結は採択・交付決定後に締結する。また、不採択となった場合は、中止または契約時期の延期することがある。

この場合は、企画提案者が本公募型プロポーザルのために要したすべての費用については、すべて企画立案者の負担とする。

5 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加する者(以下「参加希望者」という。)は、次の要件を全て満たしている単体企業であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定に該当しないものであること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、妹背牛町競争入札参加資格関係事務処理要綱第9条第1項の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成1

1年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、過去に地方公共団体での類似する業務の実績(共同事業者の実績を含む。)を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第3条又は第4条の規定)に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者でないこと。
- (7) 直近年度の国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築設備士、一級建築士、担当分野の技術士、担当分野の1級或いは2級工事施工管理技士
 - ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

6 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和8年7月16日(木) 午後5時
- イ 提出方法 1に同じ。

(2) 参加資格の確認等

5に定める参加資格要件の確認を行い、併せて参加提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和8年7月27日(月)午後5時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 郵送又は持参とし、併せて電子データを電子メールまたは CD-R/DVD-R に保存し提出。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

8 受注候補者の特定

妹背牛町浄化センター太陽光発電設置導入事業プロポーザル審査委員会設置規程に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

8において受注候補者として特定された者と当該業務の提案内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約書作成の要否

要する。

10 支払条件

(1) 前払い

契約金額の4割に相当する額以内とする。10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 中間前払い

契約金額の2割に相当する額以内とする。

(3) 部分払い

行わない。

11 その他

(1) 企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により町の承諾を得なければならない。

(6) 詳細は、実施要領等による。